

○上市町危険ブロック塀等撤去支援事業費補助金交付要綱

令和4年6月23日告示第60号

令和8年3月25日告示第8号

上市町危険ブロック塀等撤去支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、上市町補助金等交付規則（平成2年上市町規則第2号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、上市町危険ブロック塀等撤去支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 危険ブロック塀等 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 補強コンクリートブロック造であって、別表第1に掲げる基準を満たしていない塀又は門柱

イ 組積造であって、別表第2に掲げる基準を満たしていない塀又は門柱

ウ 著しい傾き又はひび割れがある鉄筋コンクリート組立塀

(2) 避難路 住宅から避難場所へ通じる道路をいう。

(補助金の交付)

第3条 町長は、地震等災害発生時における避難路に面する危険ブロック塀等の倒壊による事故を未然に防止し、通行人の安全を確保するため、個人が行う危険ブロック塀等の撤去又は当該撤去後の塀若しくは門柱の設置に要する経費に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

(対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、避難路に面した危険ブロック塀等の撤去又は当該撤去後の塀若しくは門柱の設置に要する経費とする。

2 前項に規定する対象経費の限度額は、当該危険ブロック塀等の総延長に対し、1メートル当たり100,000円を乗じて得た額とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号の場合に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 危険ブロック塀等の撤去のみを行う場合 対象経費の額に3分の2を乗じて得た額（この額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）と120,000円とのいずれか低い額を上限として、町長が定める額

(2) 危険ブロック塀等の撤去及び当該撤去後に塀又は門柱の設置を行う場合 対象経費の額に3分の2を乗じて得た額（この額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）と180,000円とのいずれか低い額を上限として、町長が定める額

(交付申請)

第6条 規則第3条に規定する補助金等交付申請書の様式は、上市町危険ブロック塀等撤去支援事業費補助金交付申請書(様式第1号)とし、当該申請の際は次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業(計画・実績)書(様式第2号)
- (2) 工事費等見積書
- (3) その他町長が必要と認める書類

(交付の条件)

第7条 規則第5条の規定により付する条件は、次に掲げる条件とする。

- (1) 対象経費の額又は内容を変更しようとするときは、速やかに町長に申請し、その承認を受けること。ただし、次条に規定する軽微な変更については、この限りでない。
- (2) 補助金の交付に係る工事を中止し、又は廃止しようとするときは、町長の承認を受けること。
- (3) その他町長が必要と認める条件

(軽微な変更)

第8条 前条第1号ただし書に規定する軽微な変更とは、対象経費の額の20パーセント未満の変更(補助金の額の増額を伴う変更を除く。)とする。

(実績報告)

第9条 規則第12条に規定する補助事業等実績報告書の様式は、上市町危険ブロック塀等撤去支援事業費補助金実績報告書(様式第3号)とし、当該報告の際は次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業(計画・実績)書(様式第2号)
- (2) 工事請負契約書の写し
- (3) 工事に要した費用の支払が確認できる書面の写し
- (4) その他町長が必要と認める書類

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。